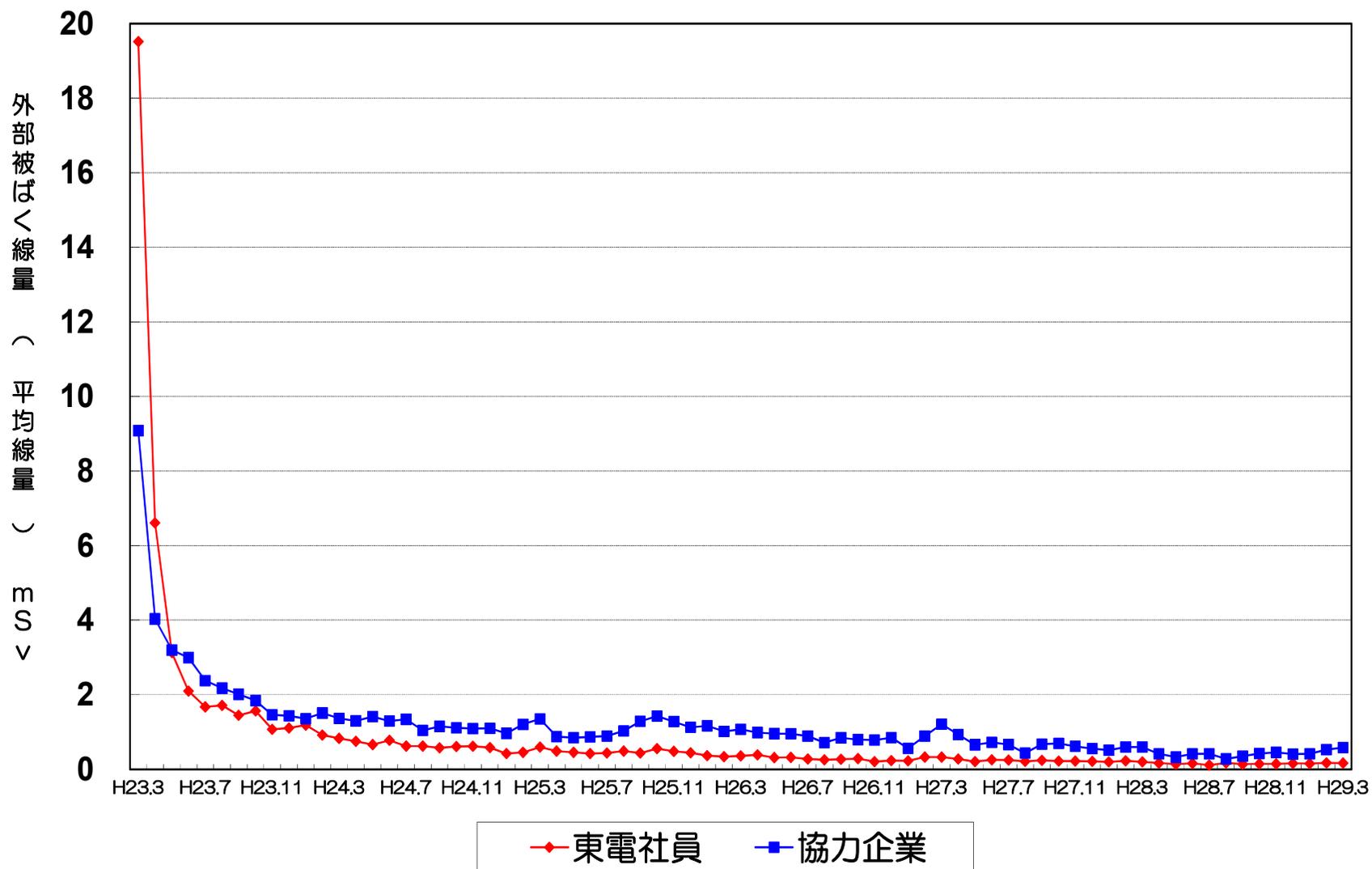


# 福島第一原子力発電所従事者の被ばく線量の全体概況について

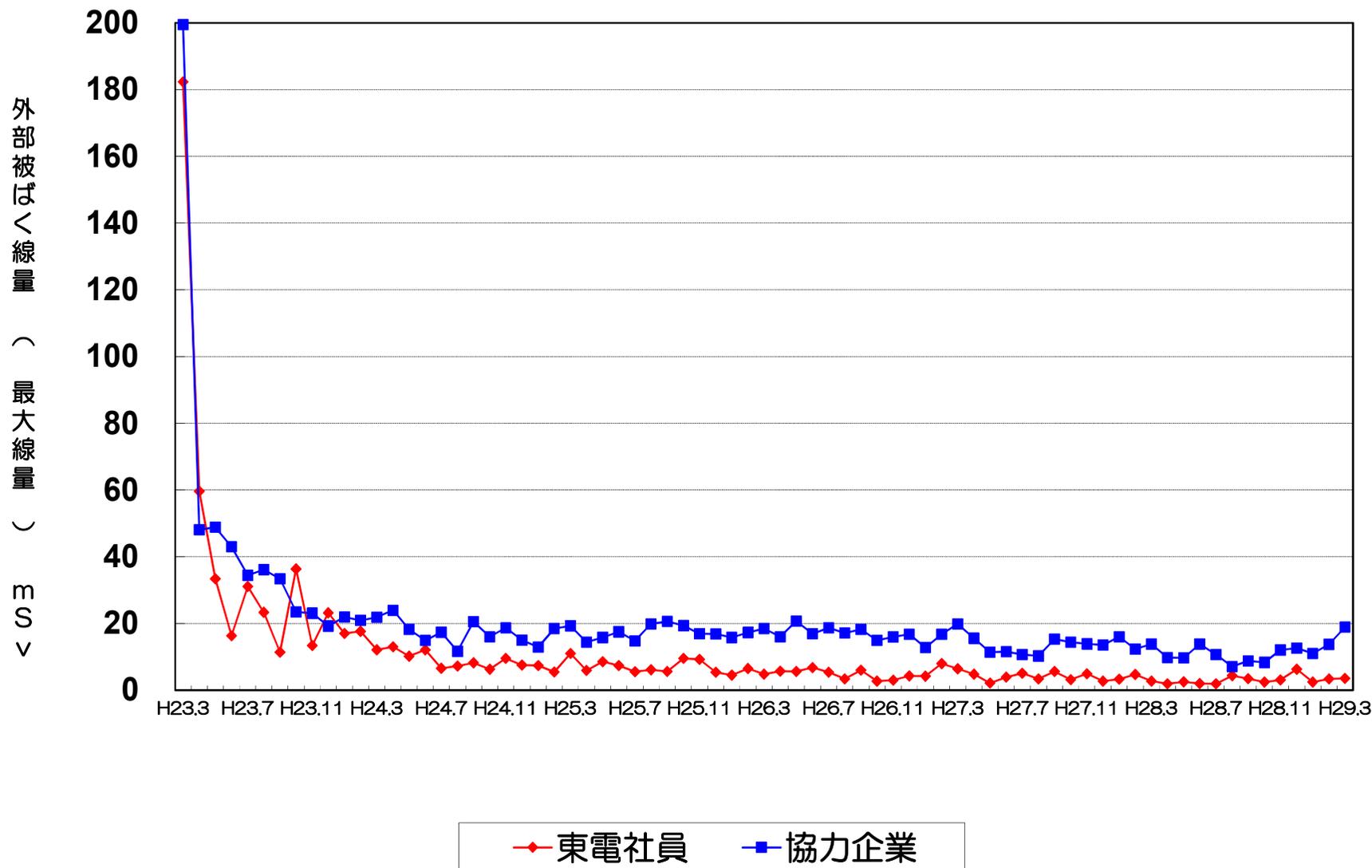
---

2017年 5月29日  
東京電力ホールディングス株式会社

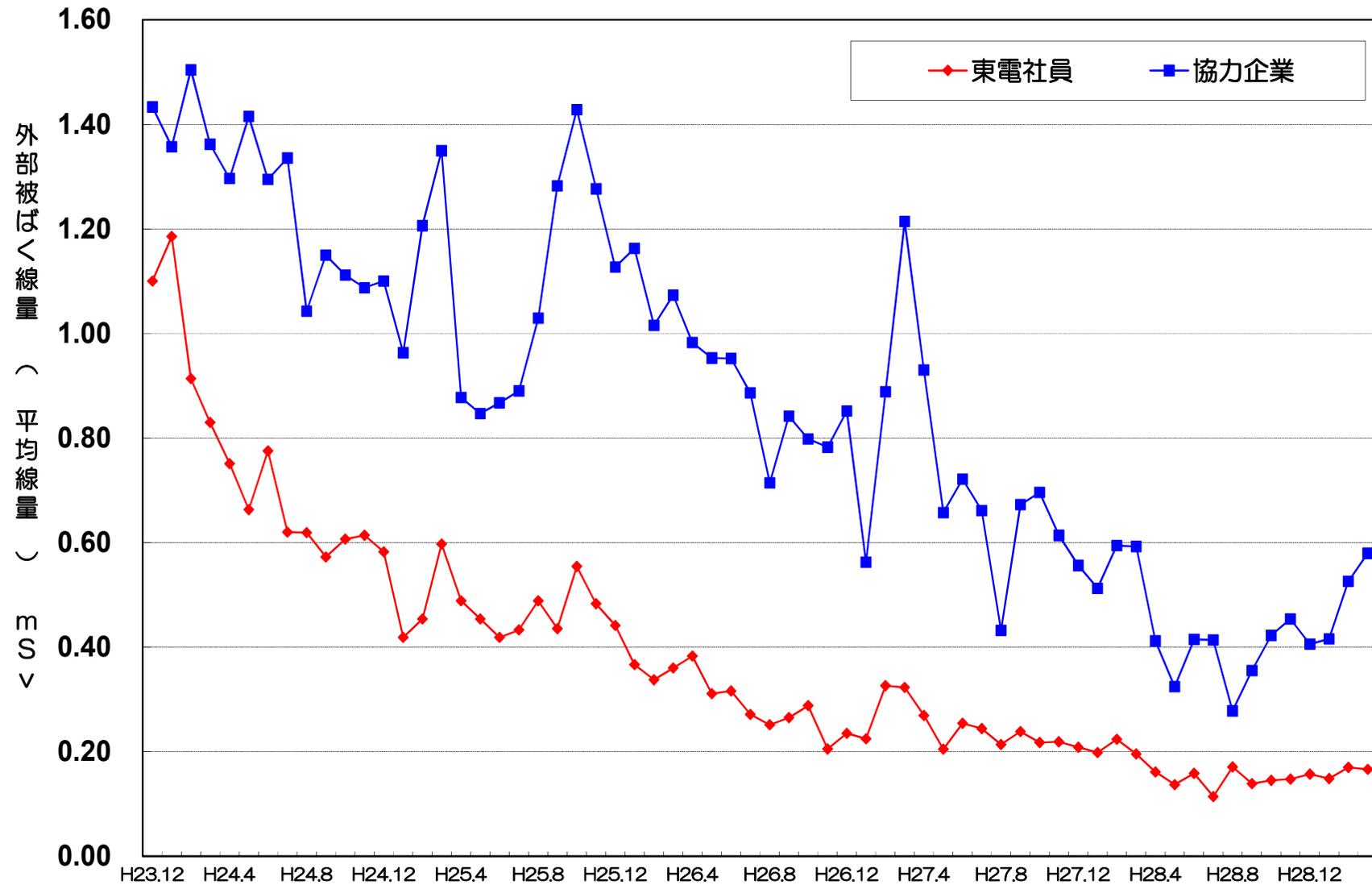
# 1. 発災以降の月別被ばく線量の低減状況(月平均線量)



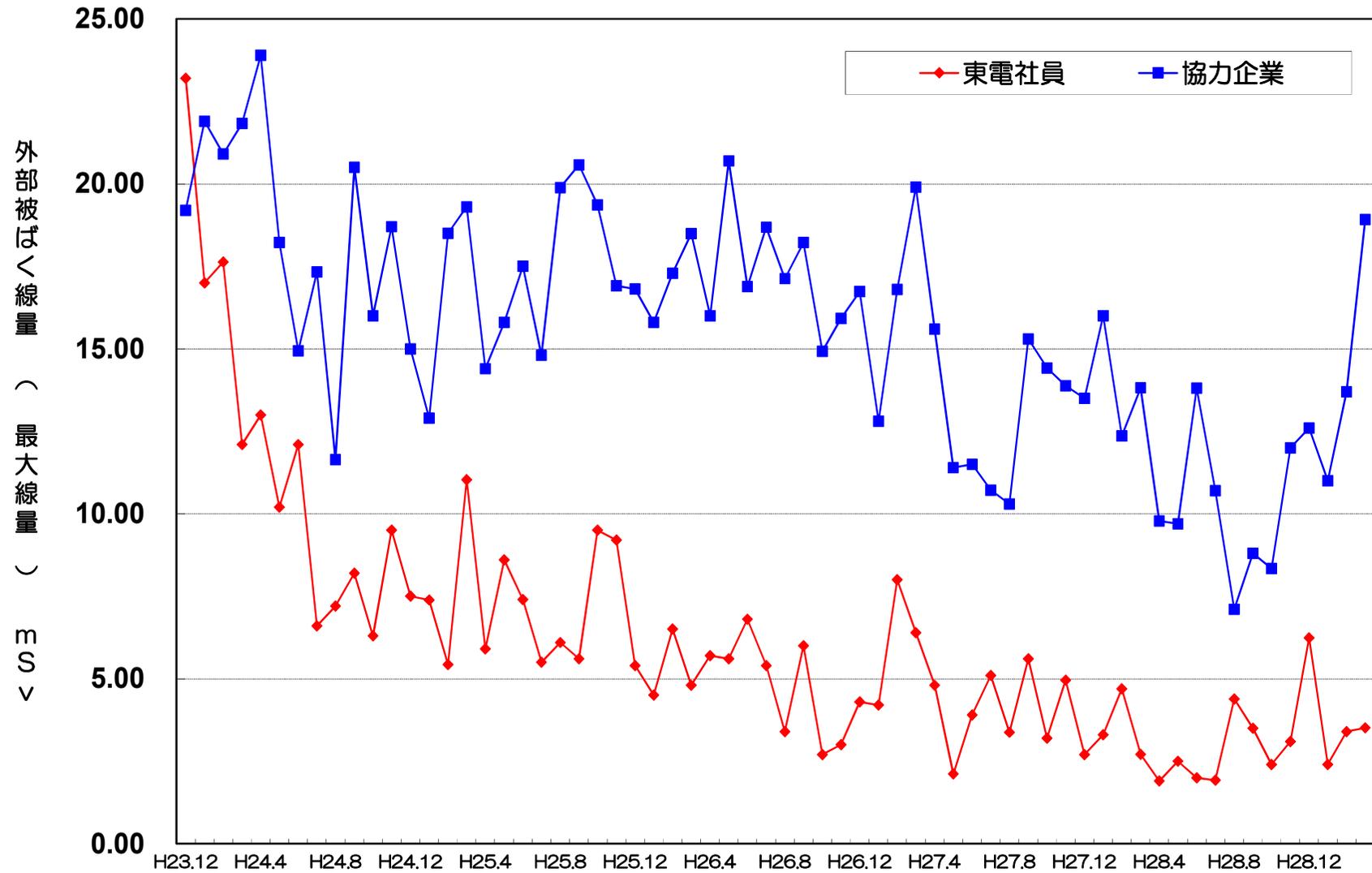
## 2. 発災以降の月別被ばく線量の低減状況(月最大線量)



### 3. ステップⅡ以降の線量推移(月平均線量)



## 4. ステップⅡ以降の線量推移(月最大線量)



## 5. 現在の状況

### (放射線業務従事者の累積被ばく線量 H27年度分)

区分(mSv)	H27.4～H28.3月		
	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0
20超え～50以下	6	592	598
10超え～20以下	52	1,947	1,999
5超え～10以下	108	2,247	2,355
1超え～5以下	533	5,114	5,647
1以下	998	6,599	7,597
計	1,697	16,499	18,196
最大(mSv)	24.00	43.20	43.20
平均(mSv)	1.85	4.52	4.27

○H27年度（4月～3月）に作業実績のある  
18,196名のうち

- 18,196名（100%）は50mSv以下
- 17,598名（96.7%）は20mSv以下
- 13,244名（72.8%）は5mSv以下



○全ての作業者について被ばく線量は線量限度内(50mSv/年)で管理。

※一部の東電社員に適用していた特定高線量作業従事者については、H27.9月をもって届出を取りやめている。

## 6. 現在の状況 (放射線業務従事者の累積被ばく線量 H28年度分)

区分(mSv)	H28.4～H29.3月		
	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0
20超え～50以下	0	210	210
10超え～20以下	20	1,140	1,160
5超え～10以下	89	1,386	1,475
1超え～5以下	401	4,361	4,762
1以下	1,168	7,077	8,245
計	1,678	14,174	15,852
最大(mSv)	14.75	38.83	38.83
平均(mSv)	1.25	3.07	2.87

○H28年度（4月～3月）に作業実績のある  
15,852名のうち

- 15,852名（100%）は50mSv以下
- 15,642名（98.7%）は20mSv以下
- 13,007名（82.1%）は5mSv以下



○全ての作業者について被ばく線量は線量限度内(50mSv/年)で管理。

## 7. まとめ

---

- 構内の環境改善（作業工法含む）により、環境線量率が低下している（H28.6の本部会にて説明済み）。それに付随して従事者の線量状況も改善してきている。
- 引き続き作業環境の線量低減に取り組むと共に、作業者の方に継続的に従事していただけるよう、被ばく状況について今後も継続して注視していきたい。

## 被ばく線量の分布等について

## 1. 外部被ばくによる実効線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1 外部被ばく線量

区分(mSv)	H29.1月			H29.2月			H29.3月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	5	5	0	6	6	0	28	28
5超え～10以下	0	69	69	0	121	121	0	142	142
1超え～5以下	24	785	809	49	1111	1160	34	1140	1174
1以下	1105	7729	8834	1127	7659	8786	1014	7404	8418
計	1129	8588	9717	1176	8897	10073	1048	8714	9762
最大(mSv)	2.40	11.00	11.00	3.40	13.70	13.70	3.51	18.92	18.92
平均(mSv)	0.15	0.42	0.38	0.17	0.53	0.48	0.17	0.58	0.54

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

## 2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の平成28年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の2月末（H28.4～H29.2）と3月末（H28.4～H29.3）を表2に、年度の累積線量分布の2月末（H28.4～H29.2）と3月末（H28.4～H29.3）を表3に示す。

表2 5年累積線量

区分(mSv)	H28.4～H29.2月			H28.4～H29.3月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	154	154	0	210	210	0	56	56
10超え～20以下	14	941	955	20	1140	1160	6	199	205
5超え～10以下	74	1288	1362	89	1386	1475	15	98	113
1超え～5以下	395	4397	4792	401	4361	4762	6	-36	-30
1以下	1188	7052	8240	1168	7077	8245	-20	25	5
計	1671	13832	15503	1678	14174	15852	7	342	349
最大(mSv)	12.83	38.83	38.83	14.75	38.83	38.83	-	-	-
平均(mSv)	1.15	2.78	2.60	1.25	3.07	2.87	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※H23.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

表3 年度累積線量

区分(mSv)	H28.4～H29.2月			H28.4～H29.3月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	154	154	0	210	210	0	56	56
10超え～20以下	14	941	955	20	1140	1160	6	199	205
5超え～10以下	74	1288	1362	89	1386	1475	15	98	113
1超え～5以下	395	4397	4792	401	4361	4762	6	-36	-30
1以下	1188	7052	8240	1168	7077	8245	-20	25	5
計	1671	13832	15503	1678	14174	15852	7	342	349
最大(mSv)	12.83	38.83	38.83	14.75	38.83	38.83	-	-	-
平均(mSv)	1.15	2.78	2.60	1.25	3.07	2.87	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

### 3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

特定高線量作業従事者※1の累積線量分布を表4に示す。

表4 累積線量（特定高線量作業従事者）

区分(mSv)	H23.3月～H27.9月
100超え	1
75超え～100以下	191
50超え～75以下	233
20超え～50以下	267
10超え～20以下	186
5超え～10以下	129
1超え～5以下	145
1以下	51
計	1203
最大(mSv)	102.69
平均(mSv)	36.49

（H27.10月より特定高線量作業従事者としての届出は実施していないため、H27.9月までの表として記載）

#### ※1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第7条の緊急被ばく限度（100mSv）が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1mSvを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

※2 特定高線量作業従事者の人数は、H23.3月～H27.9月の間で、過去に1度でも特定高線量作業従事者に届出したことのある者である。

※3 A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※4 H23.3月～H27.9月の累計の最大値（100超え）は、H25.7月に実施したH23.3月の内部被ばく線量を見直したことに伴うものである。